

『繰上げ受給』と『繰下げ受給』

●繰上げ受給

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰上げて受けることができます。しかし、1ヶ月あたり0.5%減額された年金を受け取ることになります。その減額率は生涯続くこととなりますので、ご注意ください。

65歳前に繰上げ請求を希望される方へ

★次のことにご注意ください

- ① 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金は、65歳になるまで一部が支給停止されます。（65歳からは両方とも受けられます）
- ② 遺族厚生（遺族共済）年金の一部が支給停止になります。（65歳からは両方とも受けられます）
- ③ 繰上げ請求したあとは、障害基礎年金は受けられません。
- ④ 寡婦年金は受けられなくなります。
- ⑤ 国民年金に任意加入することや、保険料を追納することが出来なくなります。
- ⑥ 繰上げ請求を取り消すことが出来なくなります。

●繰下げ受給

希望すれば66歳以降から、繰下げて老齢基礎年金を受けることができます。66歳以降に繰下げ請求した場合、1ヶ月遅らせるごとに0.7%増額された年金を受け取ることができます。

66歳以降に繰下げ請求を希望される方へ

★次のことにご注意ください

- ① 原則として、ほかの年金（老齢厚生年金を除く）を受ける権利がある場合は、繰下げ受給が出来ません。
- ② 振替加算は増額の対象になりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。
- ③ 65歳到達時点で老齢基礎年金を受ける権利がある方の場合、70歳到達月（70歳の誕生日の前日の属する月）を過ぎて請求を行っても増額率は増えません
- ④ 66歳到達日後の繰下げ待機中にほかの年金の受給権（配偶者が死亡して遺族年金が発生した場合など）を有した場合には、その時点で増額率が固定され、老齢基礎年金の請求の手続きが遅れても増額率は増えません。
- ⑤ 受給開始は、請求をした月の翌月分となります。ただし、70歳に到達したときやほかの年金の受給者を有したとき（上記③及び④）には、その月の翌月分からとなります。

※繰下げ待機期間中は、繰下げ請求を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。

◎昭和16年4月2日以降に生まれた方の繰上げ・繰下げの支給率（数字は%）

	年齢	月	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
繰上げ支給	60歳		70.0	70.5	71.0	71.5	72.0	72.5	73.0	73.5	74.0	74.5	75.0	75.5
	61歳		76.0	76.5	77.0	77.5	78.0	78.5	79.0	79.5	80.0	80.5	81.0	81.5
	62歳		82.0	82.5	83.0	83.5	84.0	84.5	85.0	85.5	86.0	86.5	87.0	87.5
	63歳		88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5
	64歳		94.0	94.5	95.0	95.5	96.0	96.5	97.0	97.5	98.0	98.5	99.0	99.5
	65歳		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
繰下げ支給	66歳		108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
	67歳		116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳		125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳		133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳		142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0

詳しくは、稚内年金事務所（電話0162-32-1941）または町民課保健福祉グループ（電話5-1115内線159、告知端末機5-8815）にお問い合わせください。